

# 特許協力条約

24 SEP 2018  
 IPC PCT  
 REC'D 24 SEP 2018  
 WIPO PCT

発信人 日本国特許庁 (受理官庁)

出願人代理人  
香坂 薫

殿

あて名  
〒 107 - 0062

日本国東京都港区南青山3丁目5番2号 南青山第一葦沢ビル3階

## 手続補正命令書

(法第6条、法施30条)  
[条約第3条(4)(i)、14条(1)、規則26]

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 発送日 (日. 月. 年)         | 18. 09. 2018    |
| 出願人又は代理人の書類記号         | 応答期間            |
| KP180901PCT           | 発送日から 2 月以内     |
| 国際出願番号                | 国際出願日 (日. 月. 年) |
| PCT / JP2018 / 033512 | 10. 09. 2018    |
| 出願人 (氏名又は名称)          |                 |
| キャビノチェ株式会社            |                 |

出願人は、上記の期間内に手続の補正をしなければならない。補正すべき事項は次の附属書に示されている。

附属書 A                       附属書 B                       附属書 C

追加事項 (必要に応じて)

### 補正の方法

欠陥が願書にある場合を除いて、手続の補正は、訂正した差し替え用紙に書簡を付し、差し替えられる用紙と差し替え用紙との相違について記載して提出しなければならない。欠陥が願書の記載である場合には、手続の補正は、願書の記録原本に容易に書き換えられることができる性質のものである場合には、書簡において述べることができる。

(PCT規則26.4、法施行規則様式第15備考4参照)

### 注意

手続の補正がされないときは、受理官庁により、国際出願は取り下げられたものとみなす旨の決定がされる。(PCT規則26.5、法第7条参照)

この補正命令書及び附属書の写しは、国際事務局

及び国際調査機関に送付した。

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 受理官庁の名称及びあて名<br>日本国特許庁 (RO/JP)<br>郵便番号 100-8915 電話番号 03-3592-1308<br>日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号<br>様式PCT/RO/106 (2012年9月16日) | 権限のある職員<br><br><b>特許庁長官</b> |
|--|-----------------------------|

受理官庁は、国際出願について次の不備を発見した。

1. 願書の記名押印について (規則4.15, 26.2の2(a)及び90.4)

- a.  出願人による記名、押印がない。又は、複数の出願人がいる場合に少なくとも出願人のうち一人の記名、押印がない。\*
- b.  願書に代理人又は共通の代表者の記名、押印はあるが、少なくとも出願人のうち一人が記名、押印した代理人又は共通の代表者の選任を証明する書面の添付がない。\*
- c.  その他

\*出願人は、指定官庁の国内法令が、国内段階における国際出願の処理に際して、願書に署名しなかった出願人の署名を要求することができることに注意しなければならない。(規則51の2.1(a)(vi))

2. 規則19.1の規定により受理官庁に国際出願をする資格のある出願人\*に関する願書の表示について (規則4.4, 4.5及び26.2の2(b))

- a.  出願人の氏名又は名称が正しく記載されていない。
- b.  出願人のあて名が記載されていない。
- c.  出願人のあて名が正しく記載されていない。
- d.  出願人の国籍が記載されていない。
- e.  出願人の住所(居住地である国の国名)が記載されていない。
- 他の出願人に関するその他の記載事項について(必要がある場合)

\*2人以上の出願人がいる場合には、規則4.5(a)(ii)及び(iii)に規定する表示は、少なくとも出願人のうち1人であって規則19.1により受理官庁に国際出願をする資格を有する者についてされているときは、条約第14条(1)(a)(ii)の規定の適用上十分であるものとする。(規則26.2の2(b))

ただし出願人は、指定官庁の国内法令が、国内段階における国際出願の処理に際して、出願人に関する規則4.5(a)(ii)及び(iii)に規定する表示を出願人に要求することができることに注意しなければならない。(規則51の2.1(a)(vii))

3. 明細書及び請求の範囲以外の国際出願の言語について (規則12.1(c), 26.3の3(a), (c))

- a.  願書が日本語により作成されていない。
- b.  図面中の記載が日本語により作成されていない。
- c.  要約が日本語により作成されていない。

4. 発明の名称について

- a.  願書の第I欄に記載されていない。(規則4.1(a))
- b.  明細書の最初の用紙の冒頭に記載されていない。(規則5.1(a))
- c.  願書の第I欄に記載のものと、明細書の冒頭に記載のものが相違する。(規則5.1(a))

5. 要約書について (規則8及び26.1)

- 国際出願に要約書が含まれていない。